

第22期第25回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和5年7月18日（火）15時～
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- | | |
|--|-------------|
| （1）水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について（諮問） | P 2 ～ P 16 |
| （2）あなごかご漁業特認許可方針（案）について（諮問） | P 17 ～ P 20 |
| （3）ごち網漁業（1そうごち網）許可方針（案）について（諮問） | P 21 ～ P 27 |
| （4）火光漁業に使用する集魚灯の光力制限について（協議） | P 28 |
| （5）委員会指示の適用除外について（協議） | P 29 ～ P 41 |
| （6）令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における佐賀県の要望事項について（協議） | P 42 ～ P 43 |
| （7）試験養殖の経過について（報告） | P 44 ～ P 69 |
| （8）その他 | |

水産第1608号
令和5年(2023年)7月10日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に
関する基本計画について（諮問）

標記基本計画の策定にあたり、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49条）第7条の2第1項の規定により、貴漁業調整委員会の御意見をお聴かせくださるようお願いいたします。

【添付資料】

1. 第8次佐賀県栽培漁業基本計画の概要
2. 第8次佐賀県栽培漁業基本計画の構成
3. 第8次佐賀県栽培漁業基本計画の新旧対照表
4. 国の基本指針
5. 沿岸漁場整備開発法

佐賀県農林水産部水産課
玄海創生・栽培資源担当 江口、野間
電話:0952-25-7144
FAX:0952-25-7274
E-mail: noma-shouhei@pref.saga.lg.jp

第8次佐賀県栽培基本計画(R5~8)の概要

本計画は本県の水産資源の維持・増大を目的とした栽培漁業を計画的に推進するために策定

1.水産動物の種苗生産・放流等に関する指針

- 漁獲管理との一体的な取組(漁獲抑制など)
- 放流効果検証に基づく効果的な栽培漁業の推進
(適地放流、適サイズ放流、魚種の重点化など)
- 広域種の種苗生産体制構築(トラフグ、ガザミなど)
- 種苗育成の場の整備との連携(藻場・干潟の保全など)

3.水産動物の種苗生産・放流等に関する技術

- 解決すべき技術開発上の問題点
漁業者要望の強い魚種の基礎的な生産技術開発
種苗生産技術の効率化・マニュアル化
放流技術・放流効果把握のための技術確立
- 技術開発水準の到達するべき段階

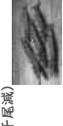
魚種	基準年R4における技術開発段階	基準年R8における技術開発段階
アカウニ 	E (事業化実証期)	F (事業実施期)
マナマコ 	E (事業化実証期)	F (事業実施期)
ガザミ 	C (放流技術開発期)	F (事業実施期)
アゲマキ 	C (放流技術開発期)	F (事業実施期)
サルボウ 	A (新技術開発期)	C (放流技術開発期)

基準年(R4)においてF(事業実施期)である、ヒラメ、トラフグ、クエ、クロアワビ、クルマエビ、バフンウニは除く

2.水産動物の種苗生産・放流等の推進

R8年度放流数量目標(かっこ内は前計画との比較)

■ 玄海地区

ヒラメ: 100千尾(維持)	
トラフグ: 60千尾(維持)	
クエ: 9千尾(新規)	
クロアワビ: 10千個(20千個減)	
クルマエビ: 600千尾(3,400千尾減)	
アカウニ: 800千個(維持)	
バフンウニ: 500千個(維持)	
アオナマコ: 600千個(維持)	
アカナマコ: 300千個(維持)	

■ 有明海地区

サルボウ: 2,000千個(新規)	
アゲマキ: 2,000千個(維持)	
クルマエビ: 700千尾(維持)	
ガザミ: 2,000千尾(1,000千尾増)	

佐賀県 第8次栽培基本計画のコンセプトおよび構成について



○佐賀県 第8次栽培基本計画のコンセプト

“種苗放流の効果検証”と“魚種の絞込み”

- ・水産政策の改革において、資源管理が重点化され、新たな資源管理システムの構築に伴い、種苗放流の効果検証と、その結果を踏まえた効果的な栽培漁業の推進が求められる。
- 今後の栽培漁業においては、
 - ①資源管理との連携強化による種苗放流の効果検証に努める。
 - ②種苗放流の検証結果に基づく、対象魚種の重点化に努める。

○佐賀県 第8次栽培基本計画の構成

前文

本県沿岸漁業の特性と現状／漁業生産の安定向上と栽培漁業の位置づけ／栽培漁業の連携体制／広域種・地先種への対応

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

- (1) 漁獲管理との一体的な取組
- (2) 放流効果の検証に基づく効果的な栽培漁業の推進
- (3) 広域種の種苗放流体制
- (4) 種苗育成の場の整備との連携

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

推進する水産動物の種類

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

推進する水産動物の種類ごとの数量

第4 放流効果実証事業に関する事項

(増殖効果が明らかとなった水産動物の放流に係る経済効果等の実証を行い) 放流効果実証事業への検討

第5 特定水産動物育成事業に関する事項

特定水産動物育成事業への円滑な移行

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

- (1) 解決すべき技術開発上の問題点
 - ア 漁業者要望の強い魚種の基礎的な生産技術開発
 - イ 大量安定生産技術のマニュアル化・放流技術の強力推進
 - ウ 大量生産が可能になった種類の技術的條件の整備 (以下のとおり)
 - (ア) 種苗生産の省力化・生産性向上
 - (イ) 中間育成の技術開発
 - (ウ) 関係機関との協力
 - (エ) 効果的な放流技術の確立と漁獲管理との連携
 - (オ) 放流効果把握のための手法確立
 - エ 新技術による新品種の開発・放流、外来種導入等の対応
- (2) 技術開発水準の目標

第7 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

- ・放流効果、資源状況等の把握について関係機関との協力
- ・得られた成果の関係機関への情報共有

第8 その他水産生物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

- (1) 国・関係県等との連携強化
- (2) 種苗放流・育成における関係機関との連携
- (3) ・栽培漁業と水産業改良普及事業・試験研究との連携強化
 - ・漁獲管理との一体的な取組の重要性についての漁業者への定着
 - ・一般県民や遊漁者等への普及啓発の促進
- (4) 種苗の確保および放流と体制整備、資源の保護及び漁場の適正利用の重要性の共有
- (5) 基本計画の見直し

第8次佐賀県栽培漁業基本計画（案）

令和5年6月1日

佐賀県農林水産部水産課

第 8 次基本計画（案）	現 行	備 考
<p>第 8 次佐賀県栽培漁業基本計画</p> <p>本県は、<u>玄海・有明海と特色のある両海域を有しており、これらの海域で営まれる沿岸漁業は地域の経済を支える重要な産業であるが、近年、異常気象や水温上昇等の海洋環境の変化により漁業生産は減少している。</u></p> <p>このような状況の中、<u>漁業生産の安定向上を図るためには、沿岸漁場の環境保全や整備開発と併せ、栽培漁業に係わる者が一体となつて資源管理との連携を強化しながら、栽培漁業の推進による資源の維持増大を図ることが重要と考えられる。</u></p> <p>このため、<u>本県では、県、市町、公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会（以下、協会）、漁業協同組合（以下、漁協）、漁業者等の関係者全体で、これまで漁業環境の保全や修復に努めながら栽培漁業を推進してきたが、漁業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、更なる効果的な栽培漁業の取組を行う必要がある。</u></p> <p><u>関係県に跨がるような広域的な魚種では、連携体制をより一層強化するとともに、種苗放流が資源の維持・増大につながっているかなどの科学的検証を行いながら、資源の持続的な利用のために効果が期待できる魚種に対象を絞り込むことが必要である。また、沿岸性の強い魚種についても、放流の効果検証を行うとともに、海洋環境の変化による漁場の変動や魚種変化への対応の点で、効果が期待できる魚種を絞り込み、適地に放流することが必要である。また、種苗放流の効果を高めるため、種苗の育成の場である藻場および干潟等の漁場環境の保全と一体となった取組を図っていくことも重要である。</u></p>	<p>第 7 次佐賀県栽培漁業基本計画</p> <p>本県の沿岸漁業は、<u>玄海・有明海と特色のある両海域を有しており、これらの漁場の開発及び維持保全により漁業生産が支えられてきたが、近年その生産は低減をしている。</u></p> <p>このような状況の中、<u>漁業生産の安定向上を図るためには、沿岸漁場の環境保全や整備開発と併せ、栽培漁業に係わる者が一体となつて資源管理との連携を強化しながら、栽培漁業の推進による資源の維持増大を図ることが、重要と考えられる。</u></p> <p>本県の栽培漁業は、<u>県、市町、公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会（以下、協会）、漁業協同組合（以下、漁協）、漁業者等の関係者全体で、漁業環境の保全や修復に努めながら推進している。</u></p> <p><u>関係県に跨がるような広域的な魚種では、連携体制をより一層強化するとともに再生産性を確保する資源造成型栽培漁業の取組を一層推進する。また、沿岸性の強い魚種については、効果的放流方法を検討するとともに、種苗の育成の場である藻場等の漁場環境の保全と一体となった取組を図っていくこととしている。</u></p> <p>今後栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するため、<u>沿岸漁場整備開発法に規定する国の栽培漁業基本方針を踏まえて、平成 33 年度を目標年度として、次の事項を基本とする計画を策定する。</u></p>	<p>コンセプトは“種苗放流の効果検証”と“魚種の絞り込み”が焦点。</p> <p>再生産性を確保する資源造成型栽培漁業の取組は一層推進しない。</p> <p>広域種・地先種に限らず、放流効果や環境変化への対応という点で魚種を絞り込むことは重要。</p>

<p>このような状況を踏まえ、今後も栽培漁業を計画的かつ効果的に推進するため、沿岸漁場整備開発法に規定する国の栽培漁業基本方針を踏まえて、令和8年度を目標年度として、次の事項を基本とする計画を策定する。</p>		
<p>第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針</p> <p>(1) 漁獲管理との一体的な取組</p> <p>種苗放流は、国や県の資源評価や本県が実施する種苗放流効果把握調査の結果を踏まえ、資源管理の枠組みの中で、必要に応じて、漁業調整委員会等において関係者の合意形成等を図りつつ、適切な漁獲管理と一体的かつ効果的に実施する。</p>	<p>第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針</p> <p>(1) 栽培漁業による資源の維持・回復への取組強化</p> <p>沿岸資源の維持及び回復に確実に寄与していくため、適地放流や稚魚段階での混獲の抑制等により放流種苗の生残率の向上に努めるとともに、親魚の捕り残し等による資源管理を併せて行い、生産性を確保する資源造成型栽培漁業の取組を一層推進するものとする。なお、種苗放流等により再生産力が回復した魚種については、その後の資源の維持を資源管理に委ね、種苗放流については重点魚種を選定するなど、柔軟な対応を図る。</p>	<p>「栽培漁業による資源の維持・回復への取組強化」は国の方針からも削除。</p>
<p>(2) 放流効果の検証に基づく効果的な栽培漁業の推進</p> <p>種苗放流を行う魚種は、国や県が行う資源評価を基に、本県で実施する種苗放流の効果把握調査等の結果を踏まえて放流効果の検証を実施する。検証の結果を踏まえて、資源造成効果の高い対象種の検証を行うとともに、放流効果の高い適地での放流方法を検討する。資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源が維持される魚種は、漁獲管理への移行を推進するものとする。なお、放流効果の検証にあたっては、漁業者や種苗放流実施団体等の幅広い関係者の意向等を聴くこととする。</p>	<p>(2) 効果的な栽培漁業の推進</p> <p>栽培漁業が対象とする水産動物の選定に際しては、技術開発の進捗状況、種苗生産施設的能力、対象水産動物の需要の動向、漁業者の意向等を勘案し、対象種としての適否を検討するとともに放流適地への集中化等による効果的な栽培漁業を推進する。</p>	<p>放流効果の検証結果に基づいて実施することが重要。</p>

<p>(3) 広域種の種苗放流体制 トライフグ、ヒラメ、ガザミ等の広域種については、移動範囲にある関係者との連携・共同組織の構築に努め、種苗生産や放流、共同調査等に取り組む。</p> <p>(4) 種苗育成の場の整備との連携 放流種苗の育成の場となる増殖場を造成する水産基盤整備事業や、漁業者が中心となって行う藻場・干潟の保全活動等を一体的に実施することにより、放流資源の維持・回復を促進する。</p> <p>第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類 水産動物の種類は、<u>放流効果の検証結果に基づき、放流効果が高いと見込まれるものであって、かつ種苗放流による資源造成が必要と判断されるものであり、相当規模での放流が実施される可能性がある</u>次のものとする。</p>	<p>(3) 広域種の種苗放流体制 トライフグ、ヒラメ、ガザミ等の広域種については、移動範囲にある関係者の連携・共同組織の構築に努め、種苗生産や放流、共同調査等に取り組む。</p> <p>(4) 種苗育成の場の整備との連携 放流種苗の育成の場となる増殖場を造成する水産基盤整備事業や漁業者が中心となって行う藻場・干潟の保全活動等を一体的に実施することにより、放流資源の維持・回復を促進する。</p> <p>第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類 水産動物の種類は、種苗の量産が可能となっているもの又は当該基本計画の計画期間内において種苗の量産が可能になると見込まれるものであって、かつ、相当規模での放流が実施される可能性がある次のものとする。</p>	
<p>玄海地区 魚類 ヒラメ トライフグ (有明海放流) <u>クエ</u></p> <p>貝類 クロアワビ 甲殻類 クルマエビ 棘皮動物類 アカウニ</p>	<p>玄海地区 魚類 マダイ ヒラメ トライフグ (有明海放流) カサゴ 貝類 クロアワビ 甲殻類 クルマエビ 棘皮動物類 アカウニ</p>	<p>量産技術ではなく、放流効果が高いと見込まれる魚種を中心。</p>



<p>バフンウニ マナマコ (アカ、アオ)</p> <p>有明海地区 貝類 アゲマキ サルボウ 甲殻類 クルマエビ ガザミ</p>	<p>バフンウニ マナマコ (アカ、アオ)</p> <p>有明海地区 貝類 アゲマキ 甲殻類 クルマエビ ガザミ</p>																																																																					
<p>第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標 令和8年度を目標とする水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び 放流時の大きさは、次のとおりとする。</p>	<p>第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標 平成33年度を目標とする水産動物の種類ごとの種苗放流数量及 び放流時の大きさは、次のとおりとする。</p>																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数 量</th> <th>大 き さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚 類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヒラメ</td> <td>100千尾</td> <td>全長 50ミメートル</td> </tr> <tr> <td>トラフグ</td> <td>60千尾</td> <td>全長 70ミメートル</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>9千尾</td> <td>全長 140ミメートル</td> </tr> <tr> <td>貝 類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クロアワビ</td> <td>10千個</td> <td>殻長 30ミメートル</td> </tr> <tr> <td>甲殻類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クルマエビ</td> <td>600千尾</td> <td>体長 50ミメートル</td> </tr> <tr> <td>棘皮動物類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アカウニ</td> <td>800千個</td> <td>殻径 10ミメートル</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	数 量	大 き さ	魚 類			ヒラメ	100千尾	全長 50ミメートル	トラフグ	60千尾	全長 70ミメートル	ク	9千尾	全長 140ミメートル	貝 類			クロアワビ	10千個	殻長 30ミメートル	甲殻類			クルマエビ	600千尾	体長 50ミメートル	棘皮動物類			アカウニ	800千個	殻径 10ミメートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数 量</th> <th>大 き さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚 類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>マダイ</td> <td>66千尾</td> <td>全長 85ミメートル</td> </tr> <tr> <td>ヒラメ</td> <td>100千尾</td> <td>全長 80ミメートル</td> </tr> <tr> <td>トラフグ</td> <td>60千尾</td> <td>全長 70ミメートル</td> </tr> <tr> <td>カサゴ</td> <td>90千尾</td> <td>全長 65ミメートル</td> </tr> <tr> <td>貝 類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クロアワビ</td> <td>60千個</td> <td>殻長 30ミメートル</td> </tr> <tr> <td>甲殻類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クルマエビ</td> <td>4,000千尾</td> <td>体長 30ミメートル</td> </tr> <tr> <td>棘皮動物類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アカウニ</td> <td>800千個</td> <td>殻径 10ミメートル</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	数 量	大 き さ	魚 類			マダイ	66千尾	全長 85ミメートル	ヒラメ	100千尾	全長 80ミメートル	トラフグ	60千尾	全長 70ミメートル	カサゴ	90千尾	全長 65ミメートル	貝 類			クロアワビ	60千個	殻長 30ミメートル	甲殻類			クルマエビ	4,000千尾	体長 30ミメートル	棘皮動物類			アカウニ	800千個	殻径 10ミメートル
種 類	数 量	大 き さ																																																																				
魚 類																																																																						
ヒラメ	100千尾	全長 50ミメートル																																																																				
トラフグ	60千尾	全長 70ミメートル																																																																				
ク	9千尾	全長 140ミメートル																																																																				
貝 類																																																																						
クロアワビ	10千個	殻長 30ミメートル																																																																				
甲殻類																																																																						
クルマエビ	600千尾	体長 50ミメートル																																																																				
棘皮動物類																																																																						
アカウニ	800千個	殻径 10ミメートル																																																																				
種 類	数 量	大 き さ																																																																				
魚 類																																																																						
マダイ	66千尾	全長 85ミメートル																																																																				
ヒラメ	100千尾	全長 80ミメートル																																																																				
トラフグ	60千尾	全長 70ミメートル																																																																				
カサゴ	90千尾	全長 65ミメートル																																																																				
貝 類																																																																						
クロアワビ	60千個	殻長 30ミメートル																																																																				
甲殻類																																																																						
クルマエビ	4,000千尾	体長 30ミメートル																																																																				
棘皮動物類																																																																						
アカウニ	800千個	殻径 10ミメートル																																																																				



<p>バフンウニ 500千個 殻径 10ミメートル マナマコ (アオ) 600千個 体長 10ミメートル マナマコ (アカ) 300千個 体長 10ミメートル</p> <p>有明海地区</p> <p>貝類</p> <p>アゲマキ 2,000千個 殻長 2ミメートル サルボウ 2,000千個 殻長 10ミメートル</p> <p>甲殻類</p> <p>クルマエビ 700千尾 体長 40ミメートル ガザミ 2,000千尾 全甲幅 5ミメートル</p>	<p>バフンウニ 500千個 殻径 10ミメートル マナマコ (アオ) 600千個 体長 10ミメートル マナマコ (アカ) 300千個 体長 10ミメートル</p> <p>有明海地区</p> <p>貝類</p> <p>アゲマキ 2,000千個 殻長 8ミメートル</p> <p>甲殻類</p> <p>クルマエビ 700千尾 体長 40ミメートル (有明4県で4,000千尾放流) ガザミ 1,000千尾 全甲幅 10ミメートル</p>
<p>第4 放流効果実証事業に関する事項</p> <p>栽培漁業の展開に当たっては、増殖効果が明らかとなった水産動物について、放流に係る経済効果等の実証を行うこととし、放流効果実証事業への取組について検討する。</p> <p>第5 特定水産動物育成事業に関する事項</p> <p>特定水産動物育成事業（栽培漁業によって経済的効果が実証された特定の水産動物について、漁業協同組合等が一定の水面を設定の上、種苗の放流から漁獲までの育成管理を行い、特定の水産動物を採捕する第三者からの利用料の徴収等を行う事業をいう。）を適正に実施することが可能となった場合には、円滑な移行を図るものとする。</p> <p>第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項</p>	<p>第4 放流効果実証事業に関する事項</p> <p>栽培漁業の展開に当たっては、増殖効果が明らかとなった水産動物について、放流に係る経済効果等の実証を行うこととし、放流効果実証事業への取組について検討する。</p> <p>第5 特定水産動物育成事業に関する事項</p> <p>特定水産動物育成事業（栽培漁業によって経済的効果が実証された特定の水産動物について、漁業協同組合等が一定の水面を設定の上、種苗の放流から漁獲までの育成管理を行い、特定の水産動物を採捕する第三者からの利用料の徴収等を行う事業をいう。）を適正に実施することが可能となった場合には、円滑な移行を図るものとする。</p> <p>第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項</p>

	<p>(1) 種苗生産の技術水準の目標 県が種苗の量産技術の開発を行う水産動物の種類および生産目標は、次の表のとおりとする。 なお、種苗の量産技術が一定の段階まで到達した水産動物については、さらに安定的な生産に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="435 544 1074 1276"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水産動物の種類</th> <th colspan="3">目 標 (平成33年)</th> </tr> <tr> <th>生産尾(個)数</th> <th>大 き さ</th> <th>年間の生産回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚類</td> <td>90千尾</td> <td>65ミメートル</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>貝類</td> <td>60千個</td> <td>30ミメートル</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>アゲマキ</td> <td>2,000千個</td> <td>8ミメートル</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>甲殻類</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>棘皮動物</td> <td>600千尾</td> <td>10-20ミメートル</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>マナマコ(アオ)</td> <td>300千尾</td> <td></td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>マナマコ(アカ)</td> <td></td> <td>10-20ミメートル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水産動物の種類	目 標 (平成33年)			生産尾(個)数	大 き さ	年間の生産回数	魚類	90千尾	65ミメートル	1回	貝類	60千個	30ミメートル	1回	アゲマキ	2,000千個	8ミメートル	1回	甲殻類				棘皮動物	600千尾	10-20ミメートル	1回	マナマコ(アオ)	300千尾		1回	マナマコ(アカ)		10-20ミメートル		<p>生産目標の一覧表は削除</p>
水産動物の種類	目 標 (平成33年)																																				
	生産尾(個)数	大 き さ	年間の生産回数																																		
魚類	90千尾	65ミメートル	1回																																		
貝類	60千個	30ミメートル	1回																																		
アゲマキ	2,000千個	8ミメートル	1回																																		
甲殻類																																					
棘皮動物	600千尾	10-20ミメートル	1回																																		
マナマコ(アオ)	300千尾		1回																																		
マナマコ(アカ)		10-20ミメートル																																			
<p>(1) 解決すべき技術開発上の問題点 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る安定</p>	<p>(2) 解決すべき技術開発上の問題点 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る安定</p>																																				

<p>的な栽培漁業の技術基盤を確立するために必要な技術開発上の重要課題は、次のとおりである。</p> <p>ア 漁業者の要望が強い、新しい水産動物については、基礎的な生産技術の開発を行い、良質な種苗の大量生産の可能性を検討する。</p> <p>イ 基礎的な種苗生産技術の開発が進んだ水産動物については、種苗の大量生産が安定して可能となるよう量産技術の開発、マニュアル化を進めるとともに、天然資源の状況を踏まえて放流技術開発を強力に推進していく。</p> <p>ウ 種苗の大量生産が可能となった水産動物については、種苗の大量生産技術レベルの向上と平準化を図ることとして、当面、次の技術的條件の整備に努める。</p> <p>(ア) 種苗生産量の増大、種苗生産方法の省力化及び簡素化、種苗生産単価の低減等生産性向上のための研究を行い、漁協等による種苗生産の育成を進めるとともに、県外生産機関との共通魚種等については、種苗生産の効率化、大規模化を目的とし、種苗生産体制の連携を進める。</p> <p>(イ) 中間育成については、対象魚種の特性と地域の実態に即した漁場の選定及び良質な放流種苗を確保するための技術開発を図る。</p> <p>(ウ) 種苗生産及び中間育成時の疾病対策については、国、国立研究開発法人 <u>水産研究・教育機構</u>（以下「<u>水研機構</u>」という。）及び公益社団法人 <u>全国豊かな海づくり協会</u>（以下「<u>海づくり協会</u>」という。）との連携を図りながら、関係機関が協力し適切に対処する。</p> <p>(エ) 放流効果をあげるための種苗の大きさ、放流場所、放流方</p>	<p>的な栽培漁業の技術基盤を確立するために必要な技術開発上の重要課題は、次のとおりである。</p> <p>ア 漁業者の要望が強い、新しい水産動物については、基礎的な生産技術の開発を行い、良質な種苗の大量生産の可能性を検討する。</p> <p>イ 基礎的な種苗生産技術の開発が進んだ水産動物については、種苗の大量生産が安定して可能となるよう量産技術の開発、マニュアル化を進めるとともに、天然資源の状況を踏まえて放流技術開発を強力に推進していく。</p> <p>ウ 種苗の大量生産が可能となった水産動物については、種苗の大量生産技術レベルの向上と平準化を図ることとして、当面、次の技術的條件の整備に努める。</p> <p>(ア) 種苗生産量の増大、種苗生産方法の省力化及び簡素化、種苗生産単価の低減等生産性向上のための研究を行い、漁協等による種苗生産の育成を進めるとともに、県外生産機関との共通魚種等については、種苗生産の効率化、大規模化を目的とし、種苗生産体制の連携を進める。</p> <p>(イ) 中間育成については、対象魚種の特性と地域の実態に即した漁場の選定及び良質な放流種苗を確保するための技術開発を図る。</p> <p>(ウ) 種苗生産及び中間育成時の疾病対策については、国、国立研究開発法人 <u>水産研究・教育機構</u> <u>水産総合研究センター</u>（以下「<u>水研センター</u>」という。）及び公益社団法人 <u>全国豊かな海づくり推進協会</u>（以下「<u>海づくり協会</u>」という。）との連携を図りながら、関係機関が協力し適切に対処する。</p> <p>(エ) 放流効果をあげるための種苗の大きさ、放流場所、放流方</p>
--	--

<p>法及び放流した種苗の保護、育成方法等の放流技術の確立を図る。また、漁獲管理の取組との連携を図り、放流効果を最大限に発現させるための技術の導入を進める。</p> <p>(オ) 放流効果を明らかにするため、種苗及び漁場の特性に応じた効果を把握するための手法の確立と体制の整備を図る。</p> <p>エ バイオテクノロジー等の新技術による新品種の開発・放流、外来種導入等については、生態系に及ぼす影響を十分配慮して対応する。</p>	<p>法及び放流した種苗の保護、育成方法等の放流技術の確立を図る。また、資源管理型漁業との連携を図り、放流効果を最大限に発現させるための技術の導入を進める。</p> <p>(オ) 放流効果を明らかにするため、種苗及び漁場の特性に応じた効果を把握するための手法の確立と体制の整備を図る。</p> <p>エ バイオテクノロジー等の新技術による新品種の開発・放流、外来種導入等については、生態系に及ぼす影響を十分配慮して対応する。</p>																																										
<p>(3) 技術開発水準の到達すべき段階</p>																																											
<p>(2) 技術開発水準の到達すべき段階</p> <table border="1" data-bbox="735 1368 1257 1980"> <thead> <tr> <th>区分種類</th> <th>基準年(R4)における平均的技術開発段階</th> <th>目標年(R8)における技術開発段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガザミ</td> <td>C</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>アカウニ</td> <td>E</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>マナマコ</td> <td>E</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>アゲマキ</td> <td>C</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>サルボウ</td> <td>A</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	区分種類	基準年(R4)における平均的技術開発段階	目標年(R8)における技術開発段階	ガザミ	C	E	アカウニ	E	F	マナマコ	E	E	アゲマキ	C	E	サルボウ	A	C	<table border="1" data-bbox="735 602 1257 1223"> <thead> <tr> <th>区分種類</th> <th>基準年(H26)における平均的技術開発段階</th> <th>目標年(H33)における技術開発段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラフグ</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>カサゴ</td> <td>C</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>ガザミ</td> <td>C</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>クロアフリビ</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>アカウニ</td> <td>E</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>マナマコ</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>アゲマキ</td> <td>C</td> <td>E</td> </tr> </tbody> </table>	区分種類	基準年(H26)における平均的技術開発段階	目標年(H33)における技術開発段階	トラフグ	D	E	カサゴ	C	F	ガザミ	C	E	クロアフリビ	B	C	アカウニ	E	F	マナマコ	D	E	アゲマキ	C	E
区分種類	基準年(R4)における平均的技術開発段階	目標年(R8)における技術開発段階																																									
ガザミ	C	E																																									
アカウニ	E	F																																									
マナマコ	E	E																																									
アゲマキ	C	E																																									
サルボウ	A	C																																									
区分種類	基準年(H26)における平均的技術開発段階	目標年(H33)における技術開発段階																																									
トラフグ	D	E																																									
カサゴ	C	F																																									
ガザミ	C	E																																									
クロアフリビ	B	C																																									
アカウニ	E	F																																									
マナマコ	D	E																																									
アゲマキ	C	E																																									

<p>注1 基準年 (R4) において事業実施期 (F) である魚種は対象外とする。</p> <p>注2 上記の符号は、技術開発の段階を次に掲げる分類で表したものである。</p> <p>A : 新技術開発期 (種苗生産の基礎技術開発を行う)</p> <p>B : 量産技術開発期 (種苗生産の可能な種について量産技術の開発を行う)</p> <p>C : 放流技術開発期 (量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、サイズ、手法の検討を行う)</p> <p>D : 事業化検討期 (対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する)</p> <p>E : 事業化実証期 (種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する)</p> <p>F : 事業実施期 (持続的な栽培漁業が成立する)</p> <p>第7 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項 放流後の成育、分布及び採捕状況を正確に把握することは、栽培漁業を推進する上で極めて重要なことであるため、県との連携を図りながら関係漁業者、漁協等が中心となって調査を行い、放流効果、資</p>	<p>注1 基準年 (H26) において事業実施期 (F) である魚種は対象外とする。</p> <p>注2 上記の符号は、技術開発の段階を次に掲げる分類で表したものである。</p> <p>A : 新技術開発期 (種苗生産の基礎技術開発を行う)</p> <p>B : 量産技術開発期 (種苗生産の可能な種について量産技術の開発を行う)</p> <p>C : 放流技術開発期 (量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、サイズ、手法の検討を行う)</p> <p>D : 事業化検討期 (対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する)</p> <p>E : 事業化実証期 (種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する)</p> <p>F : 事業実施期 (持続的な栽培漁業が成立する)</p> <p>第7 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項 放流後の成育、分布及び採捕状況を正確に把握することは、栽培漁業を推進する上で極めて重要なことであるため、県との連携を図りながら関係漁業者、漁協等が中心となって調査を行い、放流効果、資</p>
--	---

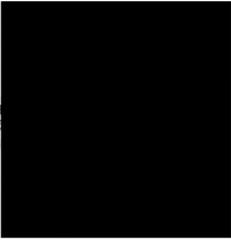
<p>源状況等の把握に努める。</p> <p>また、得られた成果については県、関係市町、関係漁業者、漁協等の共有の情報とするよう努める。</p> <p>第8 その他水産生物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する必要な事項</p> <p>(1) 栽培漁業の技術水準の向上を図るため、国、関係県、水研機構、海づくり協会及び一般社団法人マリノフォーラム21等との連携を強化するものとする。</p> <p>(2) 水産動物の種苗の放流及び育成が、第1の趣旨に従って行われるよう関係機関と連携し、栽培漁業の円滑な推進に努める。</p> <p>(3) 栽培漁業を推進する上で、重要な役割を果たしている水産業改良普及事業及び試験研究との連携を一層強化するとともに、栽培漁業は漁獲管理との一体的な取組が重要となることを漁業者等に対する研修、県高等水産講習所における教科内容を充実すること等により、<u>栽培漁業</u>に関する技術の普及、指導、啓発等を促進し、漁業者への定着を図る。</p> <p>また、一般県民、遊漁者等にも、栽培漁業及び資源の育成・管理の重要性について普及啓発を行っていくものとする。</p> <p>(4) 栽培漁業の推進に当たっては、種苗の大量かつ安定的な確保、放流及びそれらの体制整備を図っていくことが不可欠であるとともに、資源の保護及び漁場の適正利用並びに密漁防止等についての特応が重要であるため、更に県、市町、漁協等関係機関が</p>	<p>源状況等の把握に努める。</p> <p>また、得られた成果については県、関係市町、関係漁業者、漁協等の共有の情報とするよう努める。</p> <p>第8 その他水産生物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する必要な事項</p> <p>(1) 栽培漁業の技術水準の向上を図るため、国、関係県、水研センター、海づくり協会及び社団法人マリノフォーラム21等との連携を強化するものとする。</p> <p>(2) 水産動物の種苗の放流及び育成が、第1の趣旨に従って行われるよう関係機関と連携し、栽培漁業の円滑な推進に努める。</p> <p>(3) 栽培漁業を推進する上で、重要な役割を果たしている水産業改良普及事業及び試験研究との連携を一層強化するとともに、漁業者等に対する研修、県高等水産講習所における教科内容を充実すること等により、<u>資源造成型栽培漁業</u>及び資源管理型漁業に関する技術の普及、指導、啓発等を促進し、栽培漁業の漁業者への定着を図る。</p> <p>また、一般県民、遊漁者等にも、栽培漁業及び資源の育成・管理の重要性について普及啓発を行っていくものとする。</p> <p>(4) 栽培漁業の推進に当たっては、種苗の大量かつ安定的な確保、放流及びそれらの体制整備を図っていくことが不可欠であるとともに、資源の保護及び漁場の適正利用並びに密漁防止等についての特応が重要であるため、更に県、市町、漁協等関係機関が</p>
--	---

<p>一体となって、「つくり育て、管理する漁業」の確立に努める。</p> <p>(5) 本基本計画の期間は令和5年度から令和8年度までとする。なお、本基本計画は、国の基本方針の変更が行われた場合等、必要に応じて内容を見直すこととする。</p>	<p>一体となって、「つくり育て、管理する漁業」の確立に努める。</p> <p>(5) 本基本計画の期間は平成29年度から平成33年度までとする。なお、本基本計画は、国の基本方針の変更が行われた場合等、必要に応じて内容を見直すこととする。</p>	
---	---	--

水産第 1574 号
令和 5 年 7 月 10 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥 義



あなごかご漁業特認許可方針(案)について(諮問)

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:水産課漁業調整担当)

あなごかご漁業特認許可方針（案）

第1 制限措置

(1) 漁業種類

あなごかご漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

9隻以内

(3) 船舶の総トン数

制限なし

(4) 推進機関の馬力数

制限なし

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域

(6) 漁業時期

9月1日から5月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

- ① 旧呼子町又は旧鎮西町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和6年5月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和5年8月1日から令和5年8月22日までとする。

- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、9件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和6年4月28日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が9件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が9件に到達した日以降から令和6年4月28日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和5年8月1日から令和5年8月22日における受付数が9件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和5年5月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和5年5月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

(3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

(4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

(5) 上記(1)から(4)に該当しない者

2 令和5年8月22日以降における合計数が9件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

(2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

(4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

(1) 所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場（ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、合併により発足する以前に所属していた漁業協同組合に関する共同漁業権漁場内に限る。）以外の共同漁業権漁場内で操業してはならない。

(2) 使用するかご数は、200個以内とする。

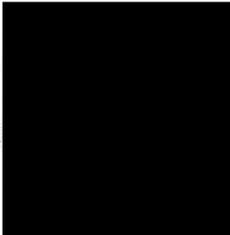
(3) 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。

(4) 操業時間は、夜間（日没から日出まで）とする。

水産第 1585 号
令和5年7月10日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 崎 和 正 様

佐賀県知事 山口 祥



ごち網漁業の漁業許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別紙のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課漁業調整担当）

ごち網（小出力1 そうごち網）漁業許可方針（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

1 そうごち網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

2 3 隻以内

ただし、令和5年7月〇日現在の残り枠数は5隻

（3）船舶の総トン数

制限なし

（4）推進機関の馬力数

4 8 キロワット以下（漁業調整用エンジン1 5 馬力以下）

（5）操業区域

佐賀県玄海海域

（6）漁業時期

3 月 1 6 日から 1 2 月 3 1 日まで

（7）漁業を営む者の資格

- ① 旧浜玉町、唐津市唐房、玄海町仮屋、旧肥前町肥前若しくは大浦浜又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする。
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号 令和2年11月27日公布。以下、「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者

⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可日から令和7年12月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和5年7月25日から令和5年8月10日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、23件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和7年11月28日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が23件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が23件に到達した日以降から令和7年11月28日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

第1（7）に定める資格を有し、第1（1）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1（2）に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とする。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- （1）前回の許可最終日の12月31日現在で、1そうごち網漁業の許可を有する者

- (2) 当該漁業許可を有する者の承継を受けた者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る。
- (3) (1)に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者
- (4) (1)～(3)に該当しない者で、規則第4条第1第6号、第8号又は第10号から第14号までのいずれかの漁業許可を有する者
- (5) (1)～(4)に該当しない者。但し、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。

第5 条件

- (1) 旧浜玉町地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線以西の区域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。
- (2) 唐津市唐房地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の①から③の区域及び共同漁業権漁場では操業してはならない。ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。
 - ① 黒金瀬の中心（唐津市肥前町京泊宮崎鼻北端と長崎県壱岐市石田町妻ヶ島を結んだ直線と、唐津市鎮西町松島北端と同馬渡島南端を結んだ直線との交点）から半径500メートル以内の海域
 - ② 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

- ア 唐津市鎮西町馬渡島北端
- イ 唐津市鎮西町馬渡島北端と同松島南端を結んだ直線と、
玄海町値賀崎北西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町ジャンギリ
島（嫦娥島）を結んだ直線との交点
- ウ 玄海町値賀崎北西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町ジャンギ
リ島（嫦娥島）を結んだ直線と、唐津市鎮西町松島西端
と長崎県平戸市大島村的山大島南端を結んだ直線との交
点
- エ 唐津市鎮西町松島南端と長崎県平戸市大島村的山大島
南端を結んだ直線と、玄海町値賀崎北西端と唐津市鎮西
町馬渡島西端を結んだ直線との交点
- オ 唐津市鎮西町馬渡島西端

③ 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によっ
て囲まれた海域。ただし、8月1日から12月31日まで
に限る。

- ア 玄海町値賀崎北西端
- イ 唐津市鎮西町松島西端
- ウ 唐津市鎮西町松島南端と同馬渡島北端を結んだ直線と、
玄海町値賀崎北西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町ジャンギリ
島（嫦娥島）を結んだ直線との交点

(3) 玄海町仮屋及び旧肥前町肥前地区において漁港機能を有
する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の①か
ら④の区域及び共同漁業権漁場では操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権
者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その
際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

① 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線より北
東の佐賀県玄海海域

- ア 玄海町値賀崎北西端
- イ 玄海町値賀崎北西端と唐津市鎮西町松島西端を結んだ
直線と、同松島南端と同馬渡島北端を結んだ直線の交点

ウ 唐津市鎮西町松島南端と同馬渡島北端を結んだ直線と、
玄海町値賀崎北西端と長崎県壱岐市石田町妻ヶ島南端を
結んだ直線との交点

エ 長崎県壱岐市石田町妻ヶ島南端

② 黒金瀬の中心（唐津市肥前町京泊宮崎鼻北端と長崎県壱岐市石田町妻ヶ島を結んだ直線と、唐津市鎮西町松島北端と同馬渡島南端を結んだ直線との交点）から半径500メートル以内の海域

③ 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

ア 唐津市鎮西町馬渡島北端

イ 唐津市鎮西町馬渡島北端と同松島南端を結んだ直線と、
玄海町値賀崎北西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町ジャンギリ島（嫦娥島）を結んだ直線との交点

ウ 玄海町値賀崎北西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町ジャンギリ島（嫦娥島）を結んだ直線と、唐津市鎮西町松島西端と長崎県平戸市大島村的山大島南端を結んだ直線との交点

エ 唐津市鎮西町松島南端と長崎県平戸市大島村的山大島南端を結んだ直線と、玄海町値賀崎北西端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線との交点

オ 唐津市鎮西町馬渡島西端

④ 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。

ただし8月1日から12月31日までに限る。

ア 玄海町値賀崎北西端

イ 唐津市鎮西町松島西端

ウ 唐津市鎮西町松島南端と同馬渡島北端を結んだ直線と、
玄海町値賀崎北西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町ジャンギリ島（嫦娥島）を結んだ直線との交点

(4) 旧肥前町大浦浜及び伊万里市地区において漁港機能を有

する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①の区域以外及び共同漁業権漁場では操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

① 次のア及びイの点を結んだ直線及びその西側の延長線と、ウ及びエの点を結んだ直線並びにオ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた佐賀県玄海海域

ア 玄海町値賀崎北西端

イ 唐津市鎮西町馬渡島西南端

ウ 玄海町戸崎北端

エ 唐津市肥前町大崎北端

オ 唐津市肥前町納所綾崎北端

カ 唐津市肥前町納所綾崎北端と長崎県松浦市鷹島町阿翁日比鼻（小浦崎）西端を結んだ直線と、唐津市肥前町立神鼻（星賀鼻）西端と長崎県松浦市鷹島町宇毛岩鼻北東端を結んだ直線との交点

キ 長崎県松浦市鷹島町宇毛岩鼻北東端

松浦海区漁業調整委員会指示

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第87号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、1本釣漁業等火光を利用する各種漁業に対し、松浦海区内における沿岸魚族の乱獲防止並びに同種及び他種漁業との調整のため、火光を利用する漁船1隻に使用する光力の限度を次のとおり指示する。

令和5年 月 日

松浦海区漁業調整委員会

会長 川寄 和正

1 松浦海区における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭線から沖出し1,000メートルの線によって囲まれた区域においては、1隻につき3キロワット以内とする。

2 指示の期間

令和5年8月12日から令和6年8月11日まで

松浦海区漁業調整委員会指示第 80 号の適用除外申請

令和 5 年 7 月 1 3 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

住所 唐津市唐房 6 丁目 4948-9
氏名 佐賀県玄海水産振興センター
所長 中牟田 弘典

下記により松浦海区漁業調整委員会指示第 80 号の適用除外を受けたいので申請します。
なお、委員会指示第 80 号については、令和 5 年 8 月 31 日までの指示期間となっているものの、令和 5 年 7 月開催予定の松浦海区漁業調整委員会において、委員会指示の継続に係る協議がされると聞いております。

つきましては、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1. 適用除外の理由

採捕禁止期間（7 月 1 日から 1 2 月 2 0 日）にイセエビの捕食試験に使用するウニ類を採捕するため。

2. 適用除外の期間

8 月 1 日～1 2 月 2 0 日

3. 調査の目的及び方法

現在、ウニ（ムラサキウニとガンガゼ）の食害による磯焼け対策として、潜水してウニ駆除を行い、ウニ密度を低く維持することで藻場の回復に努めていますが、駆除がいつか磯焼けが拡大する傾向にあります。

近年、イセエビがウニを捕食することで、ウニ密度が低く維持されて、藻場が保全される事例が報告されていますが、イセエビが捕食するウニの個数等、詳細は不明です。

そこで、大きさの異なるイセエビのウニの捕食個数、捕食されやすいウニのサイズに加え、水温別の捕食個数等を明らかにし、イセエビによる藻場保全の効果を把握し、佐賀県でのイセエビ活用法を検討します。

4. 調査に使用する船舶

船名	かがみ	さいばい	はやぶさ
漁船登録番号	SA2-2003	SA3-24860	SA3-25000
総トン数	14トン	1.3トン	1.7トン
推進機関の種類 及び馬力数	ジーゼル 928Kw	ジーゼル 53kw	ジーゼル 90kw
所有者	佐賀県	佐賀県	佐賀県

5. 調査を実施する者の住所及び氏名

住所 唐津市唐房6丁目4948-9

氏名 佐賀県玄海水産振興センター職員 11名

藤崎博、下前敦、大庭元気、土井大生、村川勉、高橋裕矢、
久保岳人、萬谷祥平、池田零、名古屋海渡、岩本三海

6. 採捕個数

ムラサキウニ約300個

7. 採捕の区域

別紙1のとおり

- 松共第15号内 名護屋岡地先
- 松共第20号内 京泊地先

8. 採捕に関する地元同意

別紙2、3のとおり

別紙 1



松浦海区漁業調整委員会指示第80号の適用除外申請

令和5年7月13日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

住所 唐津市唐房6丁目4948-9
氏名 佐賀県玄海水産振興センター
所長 中牟田 弘典

下記により松浦海区漁業調整委員会指示第80号の適用除外を受けたいので申請します。

なお、委員会指示第80号については、令和5年8月31日までの指示期間となっているものの、令和5年7月開催予定の松浦海区漁業調整委員会において、委員会指示の継続に係る協議がされると聞いております。

つきましては、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1. 適用除外の理由

採捕禁止期間（7月1日から12月20日）にムラサキウニを採捕するため。

2. 適用除外の期間

令和5年7月19日から令和5年11月30日までのうち5日程度。

3. 調査の目的及び方法

目的

磯焼けの継続要因となっているムラサキウニの効率的な駆除方法を検討する。

方法

- ・ 調査は別紙1に示す佐賀県玄海地区神集島周辺の松共第7号内において実施する。
- ・ 効率的な駆除方法の検討：簡易潜水器により海中で潰す方法、簡易潜水器により船上に取り上げる方法、素潜りにより海中で潰す方法、素潜りで船上に取り上げる方法について、単位時間当たりの駆除効率について比較検討する。

4. 調査に使用する船舶

別紙2のとおり

5. 調査を実施する者の住所及び氏名

佐賀県玄海水産振興センターの職員及び別紙3のとおり

6. 採捕尾数

ムラサキウニ約 1,500kg (約 30,000 個)

7. その他

- ・ 荒天（連続して風速 10m/s 以上、波高 2.5m 以上、視程 1km 以内の状態）が予想される場合は調査を実施せず、また、調査中に荒天が見込まれた場合は直ちに中止します。

別紙1 調査の区域



別紙2 使用船舶

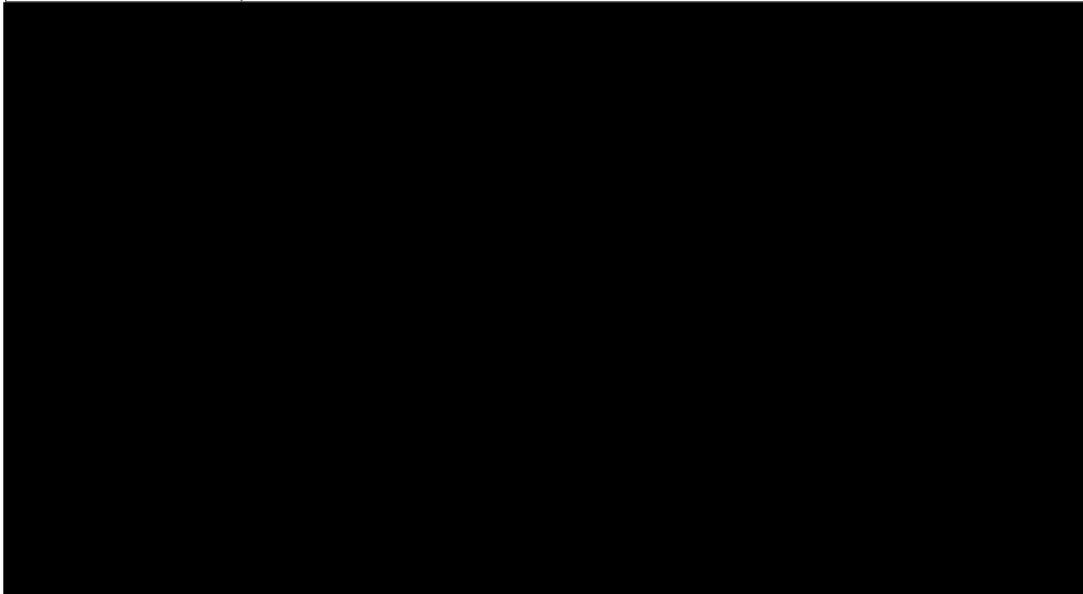
船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類	馬力数	所有者氏名
好栄丸	SA3-24335	2.1 トン	ジーゼル	81Kw	[Redacted]
健福丸	SA3-23822	1.3 トン	ジーゼル	35Ps	
龍光丸	SA3-24101	1.3 トン	ジーゼル	35Ps	
松風丸	SA3-24891	0.9 トン	電気点火	60Kw	
はな丸	SA3-24962	1.1 トン	電気点火	60Kw	

別紙3 調査を実施する者

玄海水産振興センター 種苗開発担当職員

氏名	住所（勤務地）
藤崎 博	唐津市鎮西町名護屋6966
大庭 元気	同上
土井 大生	同上
下前 敦	同上

佐賀玄海漁業協同組合 神集島支所

氏名	住所
	

松浦海区漁業調整委員会指示第80号の適用除外申請

令和5年7月13日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

住所 唐津市唐房6丁目4948-9
氏名 佐賀県玄海水産振興センター
所長 中牟田 弘典

下記により松浦海区漁業調整委員会指示第80号の適用除外を受けたいので申請します。

なお、委員会指示第80号については、令和5年8月31日までの指示期間となっているものの、令和5年7月開催予定の松浦海区漁業調整委員会において、委員会指示の継続に係る協議がされると聞いております。

つきましては、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1. 適用除外の理由

採捕禁止期間（7月1日から12月20日）にムラサキウニを採捕するため。

2. 適用除外の期間

令和5年8月1日から令和5年11月30日までのうち14日程度

3. 調査の目的及び方法

目的

磯焼けの継続要因となっているムラサキウニの効率的な駆除方法、その効果を検討する。

方法

- ・ 調査は別紙1に示す佐賀県玄海地区高島周辺の松共第3号内において実施する。
- ・ 効率的な駆除方法の検討：簡易潜水器により海中で潰す方法、簡易潜水器により船上に取り上げる方法、素潜りにより海中で潰す方法、素潜りで船上に取り上げる方法について、単位時間当たりの駆除効率について比較検討する。

4. 調査に使用する船舶

別紙2のとおり

5. 調査を実施する者の住所及び氏名

佐賀県玄海水産振興センターの職員及び別紙3のとおり

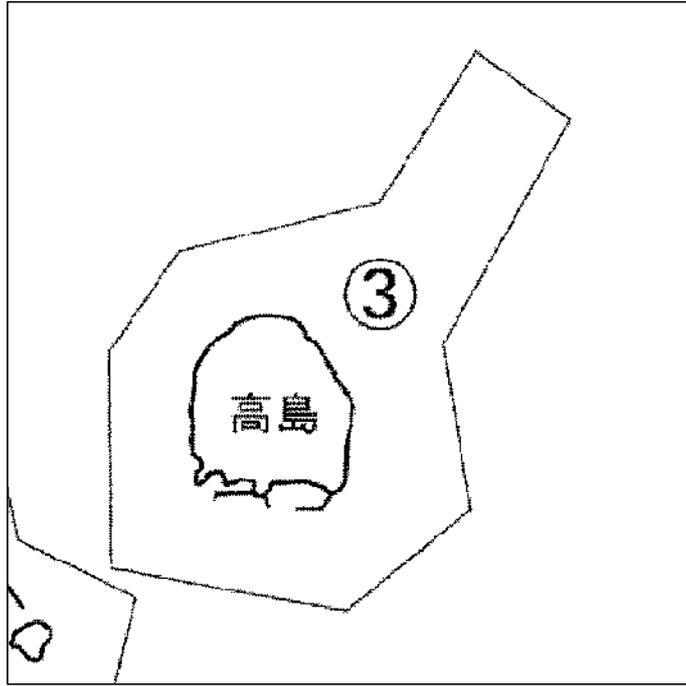
6. 採捕尾数

ムラサキウニ約 3,000kg (約 6 万個)

7. その他

- ・ 荒天（連続して風速 10m/s 以上、波高 2.5m 以上、視程 1km 以内の状態）が予想される場合は調査を実施せず、また、調査中に荒天が見込まれた場合は直ちに中止します。
- ・ 港則法適用区域での実施については、唐津海上保安部からの作業許可を得たうえで実施します。

別紙1 調査の区域



別紙2 使用船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類	馬力数	所有者氏名
第3久栄丸	SA3-22476	0.86 トン	電気点火	30PS	[Redacted]
一福丸	SA3-23504	3.8 トン	ジーゼル	15PS	
伊勢丸	SA3-22932	3.65 トン	ジーゼル	15PS	
信昭丸	SA3-23087	0.9 トン	ジーゼル	20PS	
第3長栄丸	SA3-21582	0.9 トン	電気点火	30PS	
さくら丸	SA3-22544	0.86 トン	電気点火	30PS	
勝栄丸	SA3-23432	1.1 トン	ジーゼル	33KW	
信栄丸	SA3-23954	1.5 トン	ジーゼル	55KW	
香奈丸	SA3-23649	1.1 トン	ジーゼル	25PS	

別紙3 調査を実施する者

玄海水産振興センター 種苗開発担当職員

氏名	住所（勤務地）
藤崎 博	唐津市鎮西町名護屋6966
大庭 元気	同上
土井 大生	同上
下前 敦	同上

佐賀玄海漁業協同組合 高島支所

氏名	住所
	

継 続

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について（案）

内 容

本県のクロマグロ漁業は、沿岸海域で延縄、曳き縄釣、一本釣等で漁獲を行っているが、漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。しかし、近年これらの操業海域においてクロマグロの来遊量が増加している。

また、ここ数年2月頃になると、これまであまり漁獲が見られなかった沿岸の定置網においても、予期せぬ大型マグロの入網がみられているが、配分枠遵守のため、放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、漁家経営の悪化を招いている。

については、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、各県や漁業種間で不公平が生じないように、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮し、より実状にあった配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。

継 続

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について（案）

内 容

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW（2.039馬力）の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるのミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみると、平成22年から27年は年間50隻前後の発生であったものが28年以降増加に転じ、直近の令和元年には90件と倍増しております。

このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。

しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。
- 2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。
- 3 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 4 安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層協力しながら行うこと。

試験養殖経過報告書

令和5年6月23日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄

令和4年(2022年)9月27日付け試養第220203号で承認のありましたワカメの試験養殖の経過につきまして、以下のとおり報告します。

ワカメ養殖試験報告書

1. 目的

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・満島地区(以下、満島地区)の主な漁業種類は小型機船底曳網漁業・カゴ漁業・一本釣り漁業である。

しかしながら、満島地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えており、特に、漁業者数と後継者不足は悪化する一方である。

さらに、冬季は時化が多くなり、出漁日数そのものが減少することから、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題となってきている。

そこで、現在、当支所唐房地区と当支所浜崎地区で行われており、数年前までは満島地区近くの唐津湾鳥島南側で行われていたわかめ養殖について、満島地区地先でも試験養殖を行い、安定した収入確保、収益向上の可能性を図る。

2. 試験の概要

1) 実施場所: 唐津市東唐津地先(別図1のとおり)

2) 実施期間: 令和4年11月2日～令和5年4月30日

3) 試験内容

a) 概要

ロープ延縄式

b) 養殖施設(別図2のとおり)

・40m×50m=2,000m² 1箇所

・40mの養殖ロープが10本を設置

c) 試験方法

・10月中旬から水温データの記録開始

・11月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・11月中旬に試験養殖開始(水温20℃以下)

・間引き等の管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を実証

・令和5年4月末 施設撤去

d) 養殖スケジュール

	R4.11月	12月6日	R5.1月	2月	3月	4月
作業内容	試験養殖準備	試験養殖開始	間引き等の管理、試験出荷			片付け

3. 結果

1) 試験養殖状況

- ・令和4年11月27日に養殖施設を設置し、養殖試験を開始した。
(養殖状況の写真は別紙のとおり)
- ・ロープ本数は、11月27日に40m×2本(80m)設置、12月の中旬に40m×1本(40m)の養殖試験となった。
- ・養殖ロープの設置時期をずらし、2パターンに設定して比較を行った。
その結果、11月に設置したロープは成長不良により、伸び具合に偏りがみられた。また、令和4年12月に設置したロープは当初成長が遅く感じられたが、前回同様に成長した。
- ・令和5年2月27日に収穫を行った後、色が悪くなったこともあり、3月26日に養殖施設の撤去を行い、試験養殖を完了した。
- ・また、試験養殖期間を通じて食害は無かったと思う。

2) 収穫量および試験出荷状況

- ・令和5年2月27日に1回目の収穫を行い、28kg(14箱)の収穫量があったが、前回同様に色が悪くなったため50kgは自家消費、150kgは市場へのお荷はせず廃棄した(別紙「表1」)。
- ・試験養殖ワカメの市場への試験出荷の結果、販売量合計が28kg(14箱)、販売金額合計が9,943円であった。(別紙「図1」)

4. まとめ

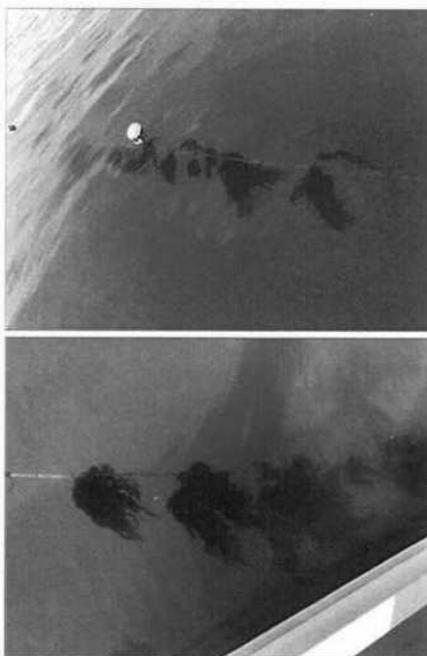
- ・天然ワカメとの生長差や販売単価の推移をみると、養殖開始の時期を早めれば売り上げが今回の1.5倍から2倍に上がる感じはある。
- ・色が悪く市場へのお荷はせず廃棄したものについても、養殖用餌料への転用等有効活用の検討が必要である。
- ・ただ、今回の試験養殖の結果は上記の件を考慮しても評価できるものであったが、しっかり準備して再度試験養殖に取り組みたい。

写真 一覧

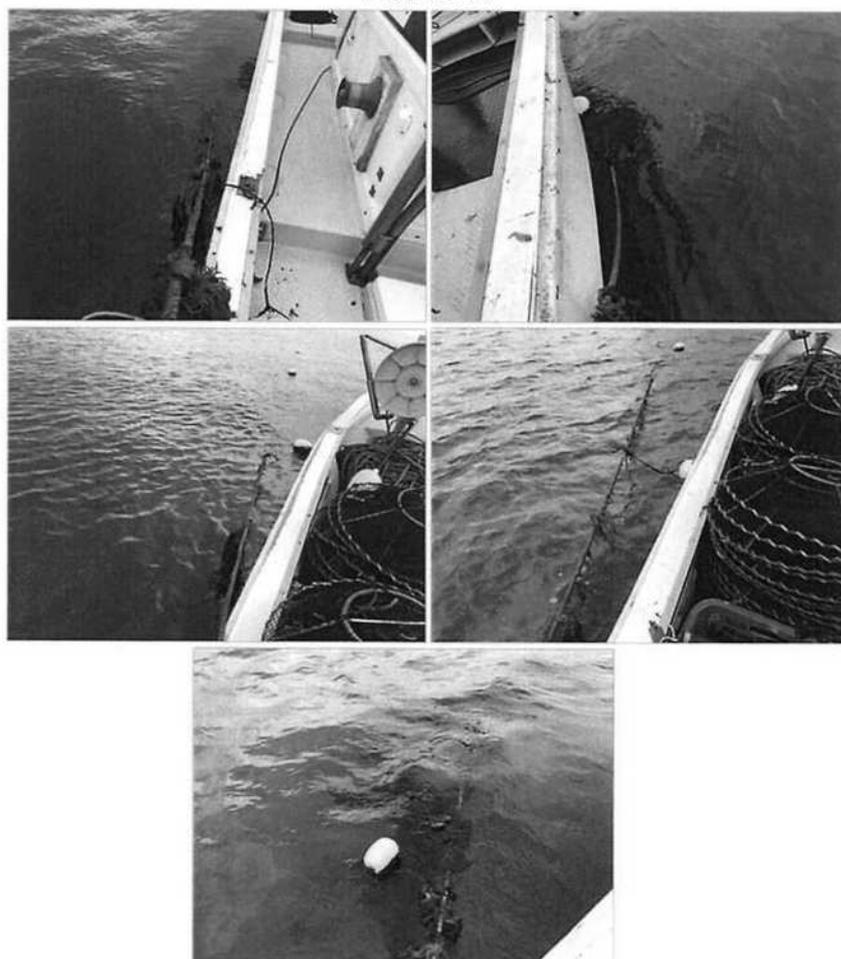
12月26日



2月5日



2月25日

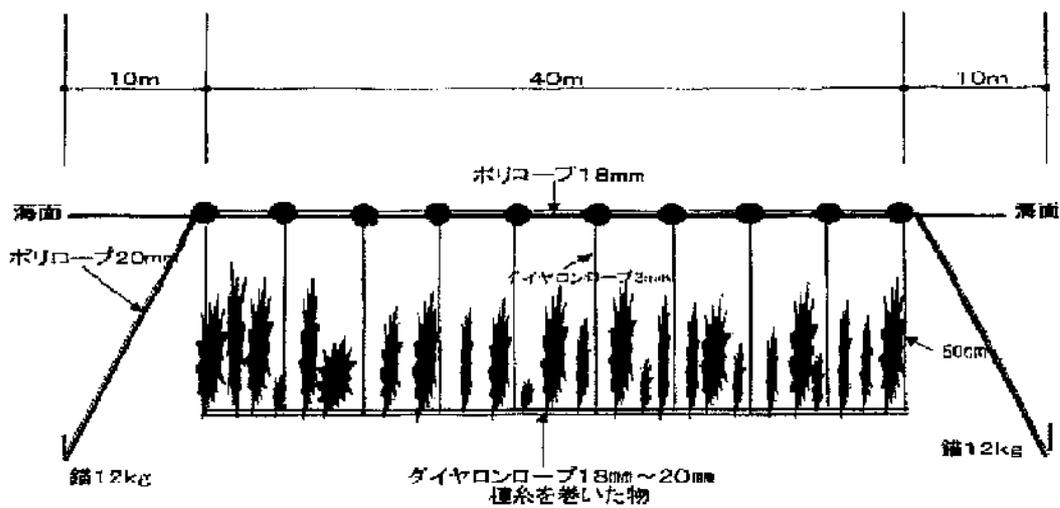
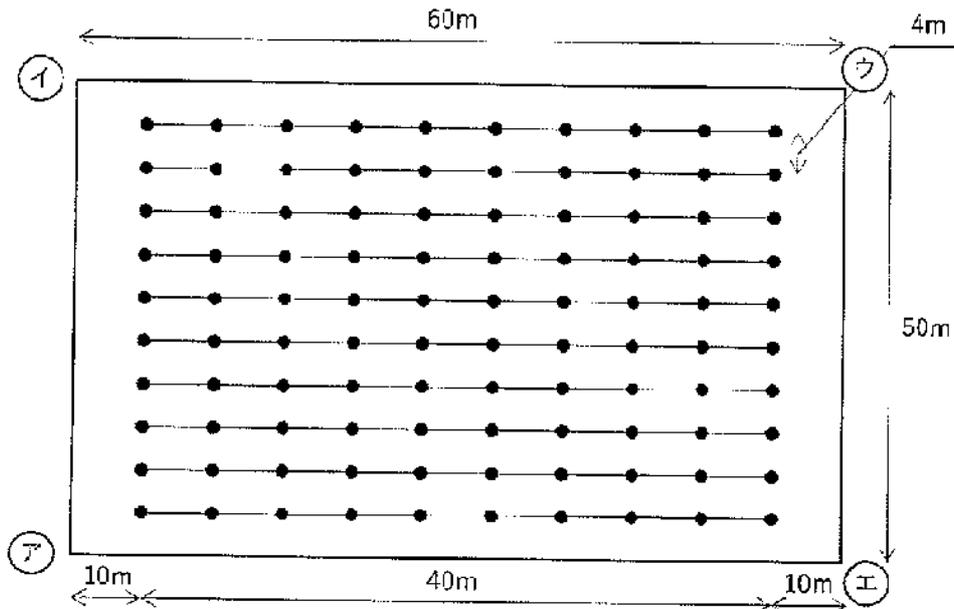


別図



わかめ養殖筏見取図

平面図



立面図

試験養殖経過報告書

令和5年6月23日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川寄 利

令和4年(2022年)9月27日付け試養第220202号で承認のありましたワカメの試験養殖の経過につきまして、以下のとおり報告します。

ワカメの養殖試験経過報告書

1. 目的

当組合唐津市統括支所においては、唐津湾においてワカメ養殖を実施しており、当該支所所属漁業者の冬期から春期の重要な収入源となっている。

また、養殖ワカメは、ウニ類、アワビ類の種苗生産、養殖における重要な餌料となっており、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会に対してウニ類(アカウニ、バフンウニ)、アワビ類の種苗生産用餌料として出荷している。

ただ、唐津市統括支所では漁業新規就業者の受入れを行っているが、唐房地先のワカメ養殖区画は既に手狭になっており、漁業新規就業者に割り振るワカメ養殖区画の確保が喫緊の課題となっている。

一方、唐房地先の近隣海域の唐津市大島西側地先には、休止中の魚類小割式養殖業区画漁業権漁場松区第302号(以下、「松区第302号」という)がある。

この松区第302号は消波堤の内湾側に位置し、外洋からの風波の影響を受け難く、冬期の季節風が強い日でも魚類の養殖管理・出荷作業が可能であった。同支所では松区第松区第302号の有効活用が検討されているところである。

そこで、玄海水産振興センターの指導の下、松区第302号の一部を利用してワカメの試験養殖を行い、唐房地先との生長、収穫量の比較を行い、両海域での安定したワカメ養殖の可能性を把握するものである。

2. 試験の概要

(1) 実施場所および対象魚種:

実施場所 ; :松区第302号(魚類小割養殖業)漁場の一部

対象魚種 ; ワカメ

(2) 実施期間:令和4年11月1日～令和5年4月30日

(3) 試験内容

a) 概要

ロープ延縄式

b) 養殖施設(別図2、別図3のとおり)

・60m×25m＝1,500㎡(1箇所あたり)

1,500㎡×2箇所＝3,000㎡

・40mの養殖ロープを8本設置(シングル版の場合)

・40mの養殖ロープ2本組を5セット設置(ダブル版の場合)

c) 試験方法

・令和4年11月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・11月中旬に試験養殖開始(水温20℃以下)

・間引き等の管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を実証

・令和5年4月末 施設撤去

エ 養殖スケジュール

	R4.11月	(中旬)	12月	R5.1月	2月	3月	4月末
作業内容	養殖施設 準備	→試験養殖 開始	→	間引き等の管理、試験出荷	→	→	片付け

3. 結果

今回の試験では、ワカメ種苗の生産が不調だったため、従来の養殖区画分の生産しかできず、計画していた区画での試験養殖が行えなかった。

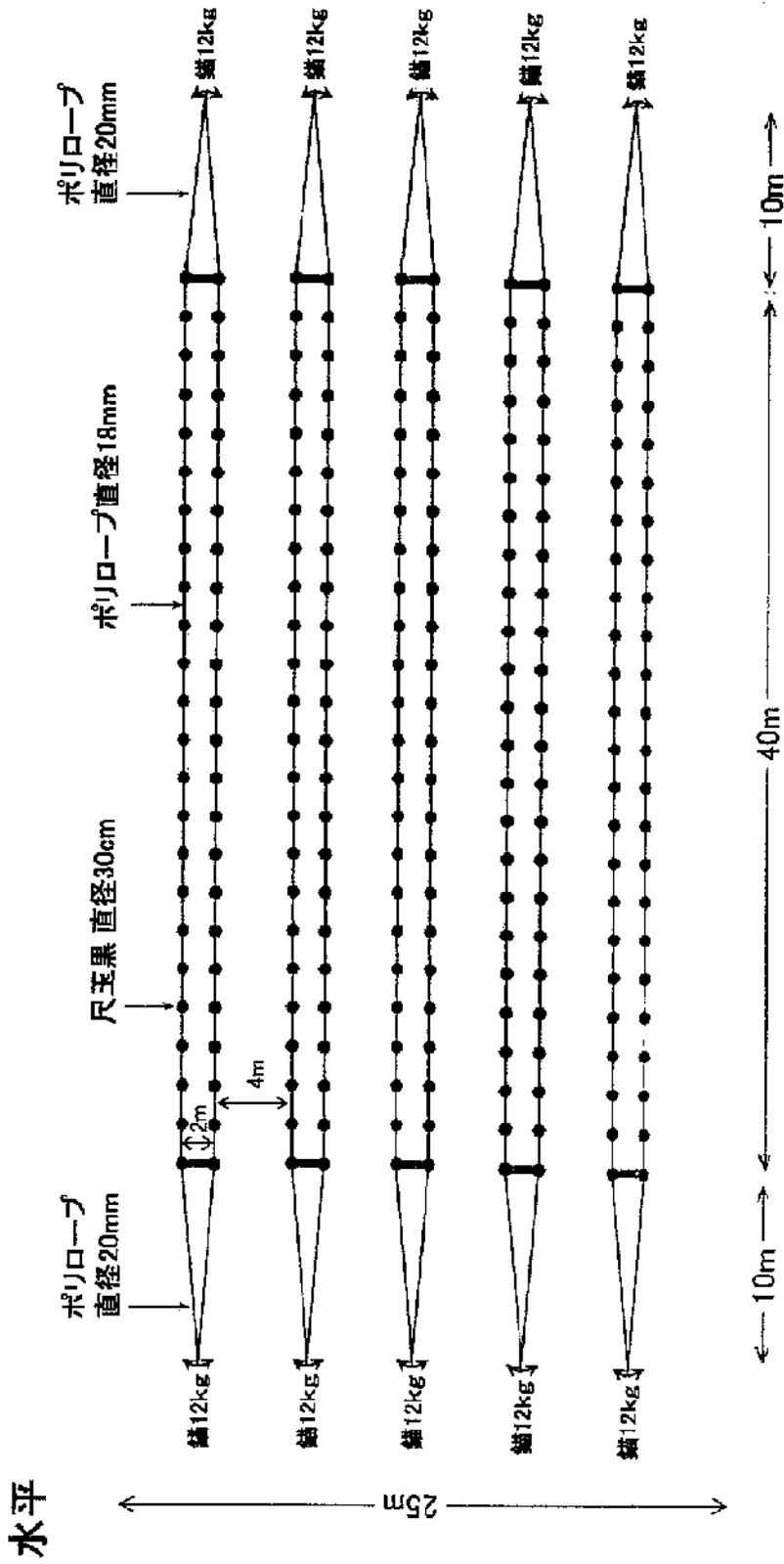
4. 課題

今回の試験養殖では、ワカメ種苗の生産が上手くいかなかったため、計画通りに行えなかった。そのため、今期は試験養殖の実施を見据えたワカメ種苗生産を行い計画に沿った試験養殖を行えるようにする。

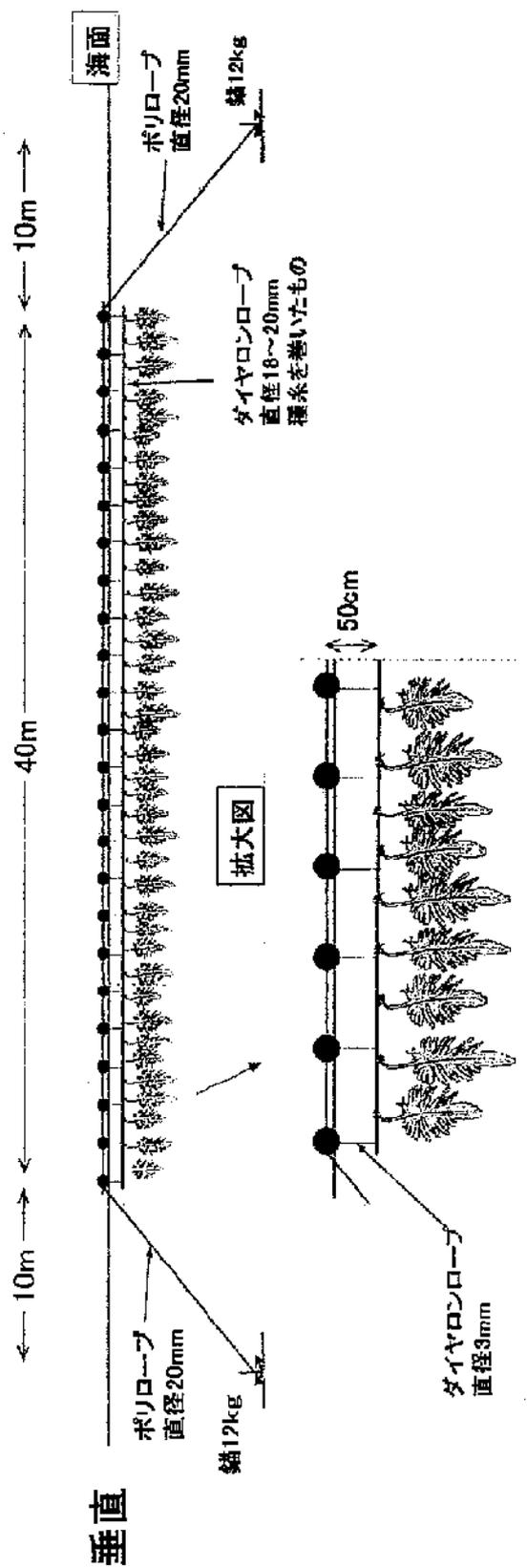
そして、従来の区画で養殖しているワカメと比較できればと考えている。



別図2 (ダブル版)



別図3



試験養殖経過報告書

令和5年6月23日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 718
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄

令和4年(2022年)12月19日付け試養第220206号で承認のありましたワカメ・コンブの試験養殖の経過につきまして、以下のとおり報告します。

ワカメ・コンブ養殖試験報告書

1. 目的

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・湊地区(以下、湊地区)の主な漁業種類は、海士漁業・サワラ引縄漁業・キス網漁業、小型底曳網漁業である。

しかしながら、湊地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

特に、同地区での主要漁業である海士漁業においては、近年の磯焼け等でアカウニ、アワビ等の餌料となるワカメ等海藻が減少しており、アカウニ、アワビ等の放流も行っているが身の入りが悪い。さらに放流してもなかなか生き残らず水揚向上に繋がっていない。また、漁業者の後継者不足、高齢化に伴い漁業の効率化を早急に図る必要がある。

そのような中、湊地区の漁業者間でアカウニ、アワビ等の養殖による生産の効率化、計画的な出荷の実施、アカウニ、アワビ等の餌料となるとともに単独出荷で漁業収入が見込めるワカメおよびコンブの養殖への要望が出てきた。

そこで、これから養殖漁期となるワカメおよびコンブの試験養殖に取り組むことにした。

そして、今回の試験養殖で得られる各種データを、ワカメおよびコンブ養殖区画漁業権免許の取得のための根拠データとするとともに、本養殖を実施する際の基礎データとする。

2. 試験の概要

1) 実施場所: 唐津市湊地先(別図1のとおり)

2) 実施期間: 試験養殖の承認日～令和5年5月

3) 試験内容

a) 概要

ロープ延縄式

b) 養殖施設(別図2のとおり)

・20m×80m=1600㎡ 1箇所

・50mの養殖ロープ5本を設置

c) 試験方法

・令和4年12月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・水温が適水温に成りしだい試験養殖開始(水温16℃以下;適水温13～15℃)

・間引き等の管理を行いながら、養殖可能性を実証

・令和5年5月末 施設撤去

d) 養殖スケジュール

	R4.12月	R5.1月	2月	3月	4月	5月末
作業内容	養殖施設 準備	→試験養殖→ 開始		間引き等の管理		→片付け

3. 結果

今回の試験では、錨・ロープ等養殖施設の準備が間に合わなかったため、試験養殖開始時期にずれが生じたことにより、計画していた区画での試験養殖が行えなかった。

4. 課題

今回の試験養殖では、養殖施設の準備が上手くいかなかったため、計画通りに行えなかった。そのため、今期は試験養殖計画を早めに申請し準備に余裕をもって計画に沿った試験養殖を行えるようにする。

そして、唐房地区で養殖しているワカメと比較できればと考えている。

○ 漁場の位置及び区域



試験養殖経過報告書

令和5年6月23日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川岸

令和5年(2023年)4月4日付け試養第230002号で承認のありましたワカメの試験養殖の経過につきまして、別添のとおり報告します。

ワカメ養殖試験報告書

1. 目的

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所においては、唐津湾においてワカメ養殖を実施しており、当該支所所属漁業者の冬期から春期の重要な収入源となっている。

また、養殖ワカメは、ウニ類、アワビ類の種苗生産、養殖における重要な餌料となっており、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会に対してウニ類(アカウニ、バフンウニ)、アワビ類の種苗生産用餌料として出荷している。

ただ、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会への出荷については、先方の種苗生産スケジュール変更等により養殖期間終了日4月30日以降になる場合があり、その際は健全なワカメ葉体の品質保持方法に苦慮することがある。

健全なワカメ葉体の品質を保持するためには、養殖漁場から陸揚げせず、そのまま養殖漁場内で養成していたほうが良いと考えられるが、現時点では5月1日以降の養殖漁場の使用が認可されていない。

さらに、養殖期間以降に養殖漁場内でワカメ葉体を養成した場合の葉体の状態変化についての知見等が不明である。

そのため、玄海水産振興センターの指導の下、2年間の試験養殖を行っており引き続き、当該地区で養殖期間終了後もワカメの養殖を継続して行い、漁場内における健全なワカメ葉体の保持期間の把握を行うものである。

2. 試験の概要

(1) 実施場所:唐津市唐房地先(別図1)

松区第202号第1種区画漁業権(わかめ養殖業)漁場

(2) 実施期間: 令和4年5月1日～令和4年5月31日

(3) 試験内容

a) 概要

ロープ延縄式

b) 養殖施設(別図2のとおり)

・0.3m×60m×56本×2箇所=2,016㎡ (別紙2,3参照)

・1箇所当り40mの養殖ロープが56本を設置(別紙2,3参照)

c) 試験方法

- ・通常養殖を実施しているワカメ養殖を5月1日以降も継続養殖する。
- ・数日おきにワカメ葉体の保持状況の確認および海水温の測定を行う。
- ・5月31日まで、もしくはワカメ葉体が流出した時点で試験を終了する。
- ・試験終了とともに片付けを行う。

d) 養殖スケジュール

	R5.5月1日	同 5月31日
作業内容	試験養殖 → 試験終了 開始	ワカメ葉体状況確認 → 試験終了 漁場水温測定 片付け

3. 結果

(1) 葉体の状況

ワカメ葉体の状況変化については、別紙⑤の写真のとおりである。

ゴールデンウィーク前の5月2日(火)に1回目の摘採を行ったが、多少の葉体の流出が見られたものの葉体の大きな変化は見られなかった。

5月8日(月)に3回目の摘採を行ったが、葉体の大きな変化は見られなかったものの、枯死した葉体が目立っていた。

その後、葉体の流出が全体的に葉体の流出が酷くなってきたが(別紙1)、今回は5月31日(火)に撤去するまで区画内にワカメを残し葉体の変化を観察し養殖試験を終了させた。

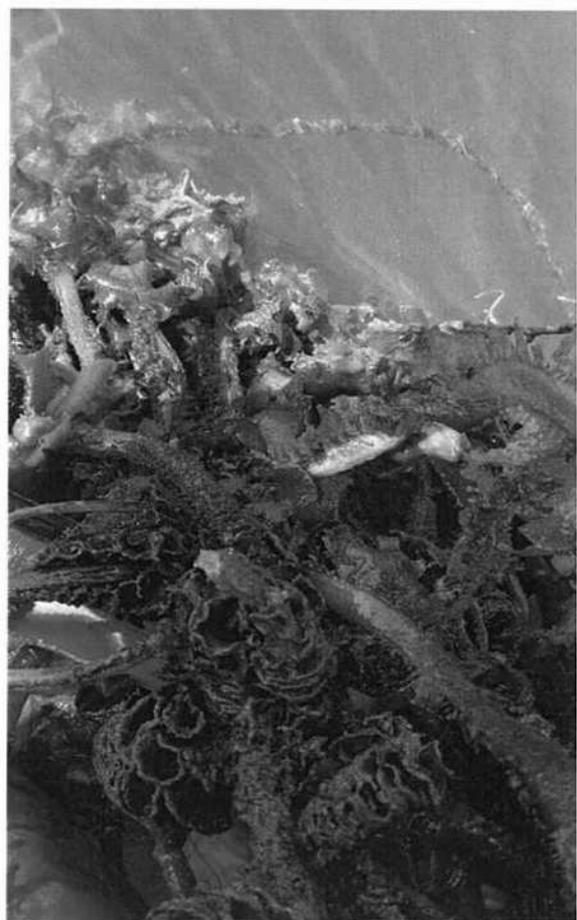
(2) 販売実績

試験期間中、6回の販売を実施し、販売重量は合計 1,333kg で、販売金額は合計 133,300 円であった(別紙 2)。昨年の試験養殖時に比べ販売重量は増加し、販売金額は販売単価が上がったこともありより増加した。

4. まとめ等

今回の試験養殖では、昨年度の時よりワカメ養殖に不適な水温への上昇は6日程早かったが、養殖今回のような水温変化であっても、5月中旬まではワカメ生産が可能であることが分かった。

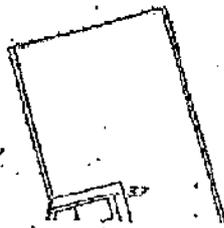
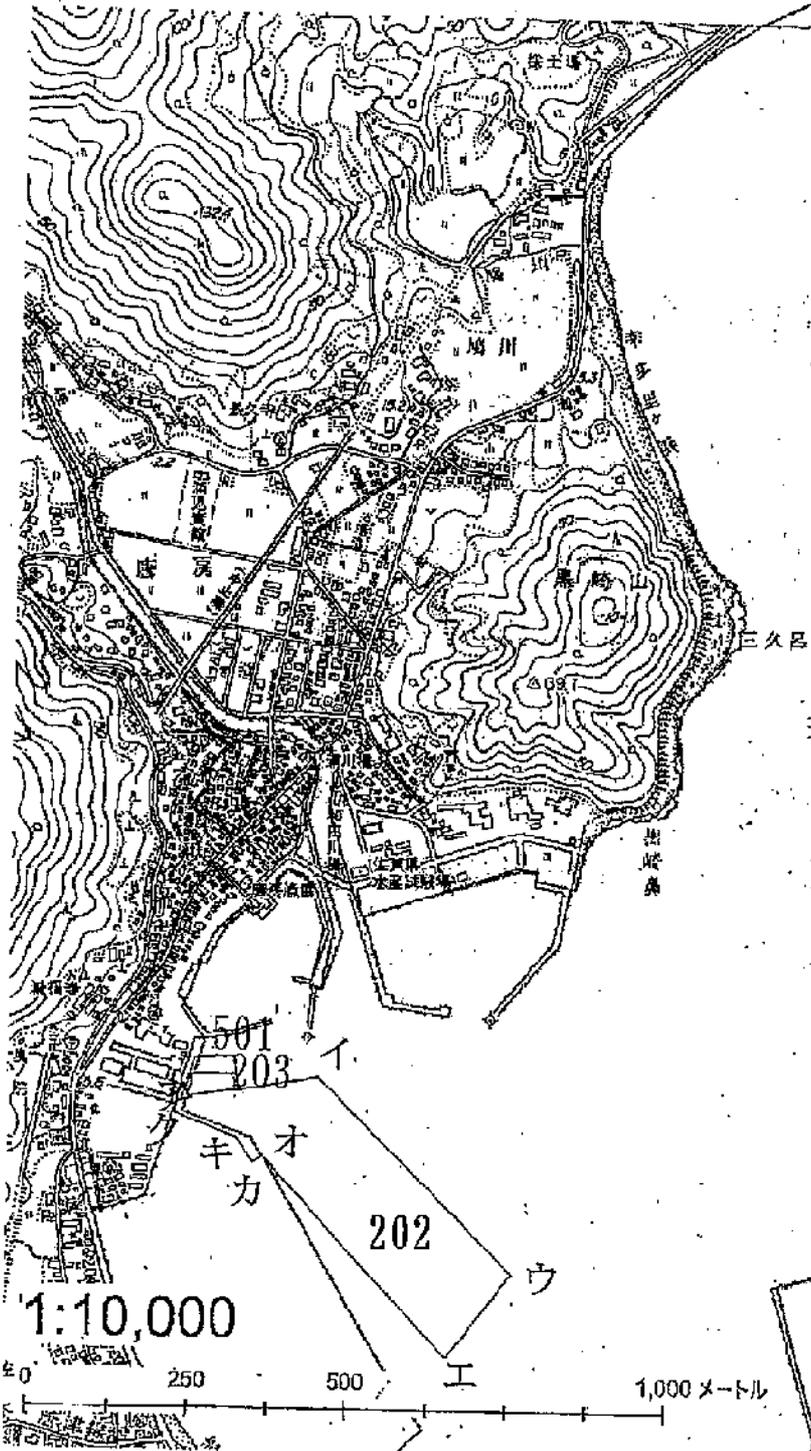
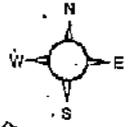
なお、来年度以降は区画漁業権の更新後ということもあり数回おこなった試験養殖を参考に実施していきたいと思う。



令和4年度餌用ワカメ出荷一覧表

魚種名	出荷先	出荷日	氏名	数量(kg)	単価(円)	金額(円)	税込価格	歩金(2%)	手数料(5.5%)	差引金額(円)
ワカメ	栽培協会	5月1日	山崎 隆	230	100	23,000	25,300	506	1,392	23,402
ワカメ	振興センター	5月2日	山崎 隆	200	100	20,000	22,000	440	1,210	20,350
ワカメ	振興センター	5月2日	山崎 隆	208	100	20,800	22,880	458	1,258	21,164
ワカメ	栽培協会	5月2日	山崎 隆	230	100	23,000	25,300	506	1,392	23,402
ワカメ	振興センター	5月8日	山崎 隆	335	100	33,500	36,850	737	2,027	34,086
ワカメ	栽培協会	5月8日	山崎 隆	130	100	13,000	14,300	286	787	13,227
				1,333		133,300	146,630	2,933	8,066	135,631

別紙1



別紙2

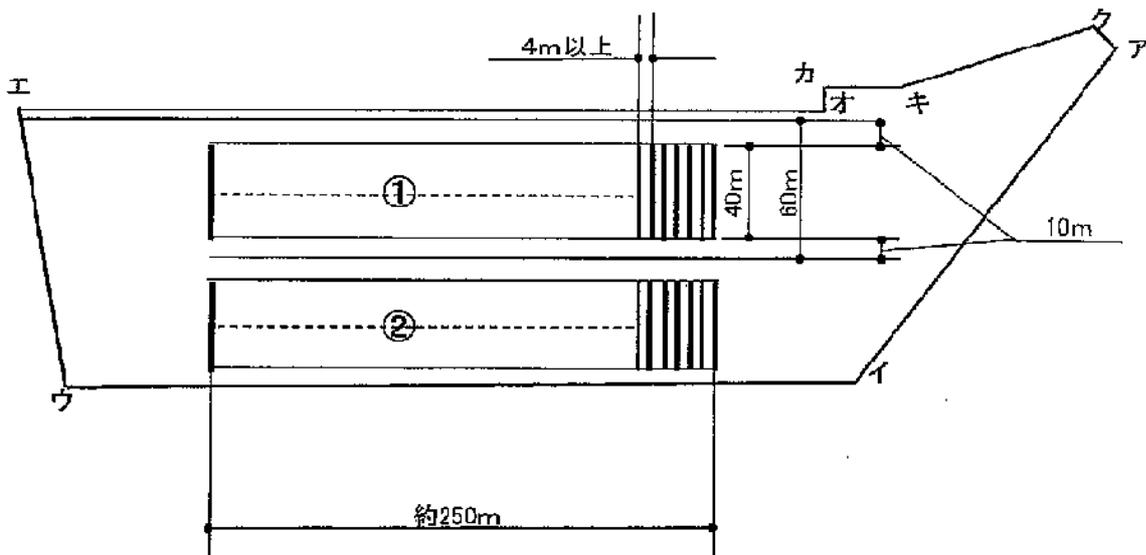
松区第202号わかめ養殖漁業漁場図
(平面図)

占 用 面 積 2,016㎡

本 数 尺球式筏112本

筏の算定面積 ①0.3m×60m×56本=1,008㎡
 ②0.3m×60m×56本=1,008㎡

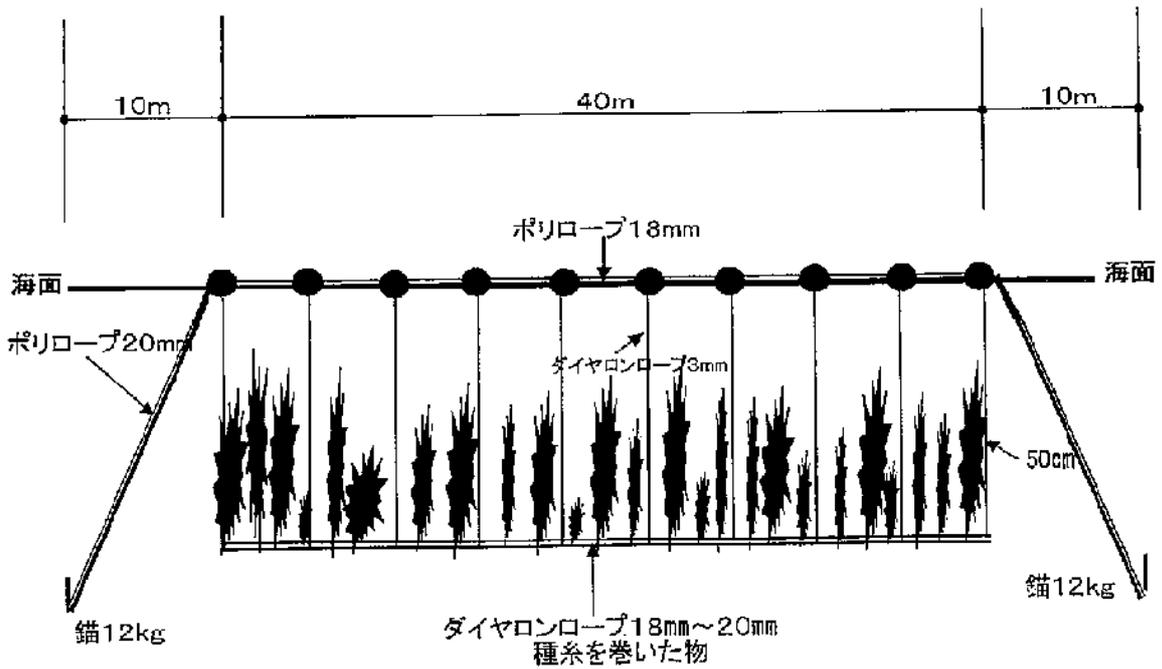
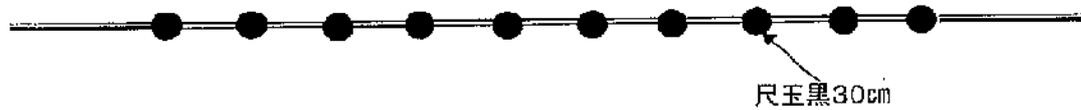
※ 筏と筏間は4m以上とします、①に56本 ②に56本
合計112本設置する事とします。



別紙3

わかめ養殖筏見取図

平面図



立面図